令和８年　７月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会

飯山市農業委員会議事録

日　　時　令和 ８年　７月27日（月）　午後 １時30分 開会
場　　所　飯山市役所　全員協議会室

出席及び欠席者　別紙のとおり

議事録署名委員　議席番号　　１番　　飛澤　正志委員
　　議席番号　　３番　　髙澤　富士子委員

農地議案審議　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　議案第３号　農用地利用集積等促進計画（賃借）への意見について
　　議案第４号　農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について
　　議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可の取消申出について
　　報告第１号　農地法第４条第１項第８号の規定による届出書の受理について
　　報告第２号　農地法第５条の許可に係る事業計画変更について
　　報告第３号　農地法第18条第６項の規定による通知書の受理について
　　補足

閉　　会

別　紙

出欠	議席番号	氏　名	住　所	備　考
出席	1	飛　澤　正　志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	大　口　昂　帝	飯山市大字南町 17 番地 3	
出席	3	髙 澤 富 士 子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	松　澤　　孝	飯山市大字静間 1744 番地	
出席	5	武　田　一　清	飯山市大字蓮 3378 番地	
出席	6	岡　田　忠　治	飯山市大字其綿 406 番地	
欠席	7	西 條 亀 美 夫	飯山市大字天神堂 196 番地	
出席	8	望　月　晃　一	飯山市大字瑞穂豊 609 番地	
出席	9	藤　本　英　喜	飯山市大字瑞穂 579 番地 1	
出席	10	清　水　敏　明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	11	小　嶋　清　子	飯山市大字旭 6181 番地イ	
出席	12	清　水　　勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	13	春　日　孝　利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	14	嶋　津　正　道	飯山市大字緑 1334 番地 3	
出席	15	沼　田　浩　子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	16	石　田　慶　子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	17	福　澤　千　鶴	飯山市大字常盤 554 番地	
出席	18	足　立　久　子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	19	小　林　嘉　之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	20	金　崎　　恵	飯山市大字豊田 803 番地	
出席	21	廣　川　順　一	飯山市大字照岡 649 番地イの 2	
出席	22	市　村　　孝	飯山市大字一山 2888 番地 1	

事務局長	お疲れ様でございます。ただいまより７月の農業委員会総会を始めさせていただきます。会長よりご挨拶をよろしくお願いします。
会　長	皆様、こんにちは。昨日からちょっと雨が降りまして本当渇水を心配していたんですけれども、降ってくれて良かったなっていう面がありました。それで今日冒頭に言われた、ニュースでもありましたが県内の農作業中の死亡事故っていうのが多発しております。去年１年間で９名県内で亡くなった人がおりました。今年はもうそれを越してこの時期で１０名になってしまったというニュースを、お昼のニュースでもやっておりました。振興局の方でも１番最初に皆さんと２ヶ月前ですかね、お話いただいた時に作業中の事故、熱中症を含めた作業中の事故に気をつけてくださいというお話がありました通り、皆さんも農地パトロールをした時に、農業者の方に気をつけてくださいっていうようなお声掛けをしていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。今月は視察もあり、ちょっと暑い中大変でしょうが頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局より経過報告をお願いします。
事務局	【事務局より資料に基づき経過報告】
議　長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	２番大口委員、７番西條委員です。
議　長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第８条第１項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 議席番号１番の飛澤正志委員、議席番号３番の髙澤富士子委員にお願いいたします。
議　長	それでは、農地議案審議に入ります。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第３条の許可申請は７件です。 議案第１号について、受付番号２１番～２７番は所有権移転、受付番号２番は貸借権設定に関する件になります。 【　所有権移転　受付番号２１番～２７番 賃借権設定　受付番号２番

	議案書をもとに朗読と説明　】
	ご審議お願いします。
議　長	ありがとうございました。それでは担当地区の委員さんから補足説明をお願いします。２１番の補足説明をお願いします。
６番	譲受人〇〇さんの親戚の方の農地で、譲受人〇〇さんの家の裏の農地です。農業委員もやられていたし、木島地区の再生センター、農協の理事もやられていたので、まったく問題はありません。
議　長	２２番の補足説明をお願いします。
１５番	譲受人〇〇さんは大倉崎の方ですが、元々その近くにブルーベリーの畑がいっぱいあります。勤めてはいるんですが、週末に観光農園という方で、だいぶお客さんも入ってる姿も見る時あるんですが、そういう形でブルーベリーを一生懸命やってらっしゃいます。今回この譲渡人△△さんの土地を無償で提供するというお話で、これで畑をまた増やすというような形になっております。地域の担い手になっていただいたということもありますので問題ないと思います。
議　長	２３番の補足説明をお願いします。
２２番	譲渡人△△さんにお話を聞いたところ、譲渡人△△さんについては親が３・４年前に亡くなって空き家になっていたということで、以前から作ってもらえる方を探していたそうです。それで事務局から説明あった通り譲受人〇〇さんが太田で結構農業をやっていて、農地を探しているという話から譲渡人△△さんの畑を作ってくれる。元々農業をやられている方に譲渡するので問題はない。
議　長	２４番の補足説明をお願いします。
４番	譲渡人△△さんと譲受人〇〇さんは隣同士で、譲渡人△△さんの畑は譲受人〇〇さんの家のすぐ前にあるんですが、既に譲受人〇〇さんが借りて耕作をしていたというような状況の中で、譲受人△△さんもいらっしゃらないということで、手不足で譲受人〇〇さんにお願いするということで、問題ございません。
議　長	２５番の補足説明をお願いします。
１８番	譲受人〇〇さんの隣に譲渡人△△さんの畑がありまして、今まで借りて作

	っていたが、税金とかの関係で今回買うことになった。とてもきれいに家庭菜園を作っていました。
議　長	２６番の補足説明をお願いします。
２２番	譲受人〇〇さんについては岡山地区の中でも大型の農家で畑作と水田作やっているんですが、譲渡人△△さんの畑についても、以前からずっと借りていたということで、アスパラガス栽培で現場を見せてもらったのですが、そんなようなことで今回もいろいろと段取りがあったということで、無償ですが引き受けることになった。話は違うが原野も一緒にあってそれも一緒に引き受けて欲しいと言うことで、こんな話になり特に問題ない。
議　長	２７番の補足説明をお願いします。
２１番	譲受人〇〇さんは去年から桑名川の馬場地区の所に奥さんと子供２人と４人で暮らしています。先ほど事務局からお話ありましたが、定住者ということでお家を買って住んでます。譲渡人△△さんの農地もすぐ横にあるんですが、前と後ろが畑になってまして譲受人〇〇さんに家も買ったのかっていう話を聞いたら、家は友達が買って、友達は農業やりたくないという話で、譲受人〇〇さんが農地を引き受けて家庭野菜を作りたいとこんなふうな話でありました。以前コロナ禍の頃、北海道でジャガイモも作ったこともあって、そこにいたので農業に対しては別に問題はないかと思います。現在も畑の方は草刈りしてありまして、耕せば何か作れるような感じにはなっております。ただ子供がまだ１人は中学生なんですが、１人はまだ去年産まれたばっかりで１歳にならないので、ちょっと今年は耕作するのは無理かなと来年以降順次やっていきたいという話をされてました。譲受人〇〇さんはちょっと日本語あまり喋れないんですが、奥さんは普通の会話は何となく話していけるんで、話をいろいろ聞いたんですけども、奥さんは子供がもうちょっと大きくなったらやりたいという意気込みでいるんで、別段問題はないかと思います。離れた所に水田がありまして、その水田はもう、何年も作ってなくて柳の木も結構大きいのもいっぱいあったりするんで土木の大型の重機でやらないとちょっと無理かなという話をしてきました。順次やっていきたいという意向はあるみたいなんで、ちょっとその辺また様子見ながら、協力できるところはしていきたいかなとそんなふうに思っています。特段、今のところ畑については問題ないかと思います。
議　長	貸借権設定の２番の補足説明をお願いします。
１９番	貸付人△△さんと借受人〇〇さんは隣同士の人です。借受人〇〇さんはサンファームの役員さんで民宿業もやっている。畑を借りてそこで作った野

	菜は民宿の方でも使っていく。問題ないと思います。
議　長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。
議　長	２７番の田んぼの方なんですけれど、なんかもう柳の木が生えているということなんですがそこは緑地ですか。農振地域ではないですね。重要っていうか、しっかり皆さんで耕していくっていう感じの田んぼではないということですかね。
２１番	以前に圃場整備をしてありまして、譲渡人△△さんの兄が亡くなって耕作しておりません。
議　長	周りの農地には影響ないんですかね
２１番	周りは作ってますが、道路を挟んでいるのでそんなには影響は無いと思います。できるだけ協力してやりたい。譲受人〇〇さんも地元に馴染んでいまして、地元のおてんままで出ている人で近所の人も協力していろいろ手伝っているんで、また相談に乗ったりして何とかやっていける様にしたい。
議　長	田んぼも再生できるといいですね
２１番	田んぼよりも畑をやりたいとは話はしていました。
議　長	他にありませんか。よろしいでしょうか。 （意見なし）
議　長	それでは採決に入ります。 議案第１号について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第１号は原案のとおり決定といたします。
議　長	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	【受付番号１０番～１６番　議案書をもとに朗読と説明】 受付番号１３番、１６番は審査見送りとなります。

議　長	１０番補足説明お願いします。
１０番	今大川トンネルの工事という形の中で、県の発注でやっております。実際に現場確認に行くと、もう工事は始まっておりまして、旧大川分校のところから橋の下を通るような形で今あるキャンプ場に行く取付道路となる予定だそうです。現在使っているところが工事のために使えなくなるというふうな形で、この一時的にこのような道路を作るということでした。また、次の所につきましても工事に関係した部分という形の中で、実際にはもう工事も始まってますのでだいぶ地形が変わっている状況です。以上です。
議　長	１２番補足説明お願いします。
１番	譲渡人△△さんとお会いしてお話を聞いてきました。場所的には譲渡人△△さんの家の前です。譲受人〇〇さんの方が手広く広げると言う事で隣接している譲渡人△△さんの農地を買い取りまして、資材置き場にしたり駐車場にしたり話は進んでいます。問題ないです。
議　長	１４番補足説明お願いします。
４番	親子なんでわかるんですけども、この隣の農地をですね、この息子さんが少し駐車場みたいに使いたいということで隣の農地の方に話を今してるらしいんですよ。セットでなきゃいけないかどうか、その辺ちょっと。
事務局	申請の内容で出てきてるのはお寺の境内から一段下がった隣接の所に、新しい家を建てたいっていう内容だけで出てきています。
４番	その南側を今補助金出して田んぼを直す、復元するという補助対象になっている田んぼの一部を、駐車場として何か譲って欲しいという話があるんだそうです。これはこれ、それはそれでいいのかどうなのか。その辺は資料の再申請地って書いてあるところに道路があるでしょう。その道路のちょっと左側の地番の、ここの一部土地をこの地主さんに譲って欲しいということで、今話をしているらしい。
事務局	申請のところにその話は出てこない。
議　長	多分補助金を受けてやってる事業に対して、そこを売ったり買ったりっていうのはなかなか難しいんじゃないかなと思うので。
４番	申請を変更すればね。市の補助金なんで、変更申請してっていう手続きは

	必要になってくると思います。早く分筆して面積確定してくださいと言う話はしております。
事務局	今お話あった地番のところについては、まるっきり申請書類とかでも全然出てこなくて私も初めてだったんですが。
４番	俺もね、２・３日前に聞いた。
事務局	今回の申請はあくまでここに書いてある筆なので。
４番	それはそれ、これはこれ、ということであれば問題ないかと思う。親子なので。
事務局長	筆も違いますし、今回ここで一旦住宅・宅地ということでやって、何かしら理由で駐車場が必要だっていうのは次お受けすればいいのかなと思います。そこで別に審査という形になる。
４番	それであれば問題ない。
議　長	駐車場が最悪なくても大丈夫っていうことなんですかね。なくちゃ駄目っていう状況なんですかね。
４番	埋めて砂利を引いて使うというようなことらしいんですね、最初は。将来的には舗装するとかかもしれないけど。
事務局長	使用用途としては住宅と駐車場となるので、また別件申請でお受けする形でいきます。
４番	そう言うことであれば問題ありません。
議　長	１５番補足説明お願いします。
１番	今、皿川築堤工事をやってるんですが、譲受人〇〇さんが重機を置く駐車場として譲渡人△△さんの農地を借りる。実際農地ははまだ手付かずですがすぐにでもやりたい、大型重機を置きたいというような話を聞きました。現地もほぼすぐにできるように平らにきれいになっておりますので問題ない。
議　長	これ期限は決まっているんですか。
１番	今年いっぱいです。遅くとも今年いっぱいには現状に戻して返したいって

	いう話です。
事務局	申請書類の工期については１２月２５日までということで出ています。
議　長	ご意見ご質問お願いいたします。 （意見なし）
議　長	それでは採決にはいります。 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	全員賛成ですので、議案第２号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたます。
議　長	議案第３号「農用地利用集積等促進計画（貸借）への意見について」 事務局より説明お願いします。
事務局	【　貸借　（中間管理）　受付番号　３０３番～３２２番 議案書をもとに朗読と説明】
議　長	農用地利用集積等促進計画における農業者の情報共有について、新規等の農業者の報告を地区の委員さんよりお願いします。
議　長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 （意見なし）
議　長	それでは採決にはいります。 議案第３号「農用地利用集積等促進計画（貸借）への意見について」 原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	全員賛成ですので、議案第３号は原案のとおり決定いたしました。
議　長	議案第４号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」事務局より説明をお願いします。

事務局	【　所有権移転　（中間管理）　受付番号　７番～８番 議案書をもとに朗読と説明】
１６番	既に作付けされていて､今までサンファームさんやっていたんですけど譲渡人△△さんの方で売るということで譲受人〇〇さん春から作付けして作ってありました。譲受人〇〇さん、譲渡人△△さんに確認しました。
議　長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 （意見なし）
議　長	それでは採決にはいります。 議案第４号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	全員賛成ですので、議案第４号は原案のとおり決定いたしました。
議　長	議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可の取消申出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書をもとに朗読と説明】
議　長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。 推進委員の皆さんは何かご意見ございますか。 （意見なし）
議　長	それでは採決にはいります。 議案第５号「農地法第５条第１項の規定による許可の取消申出について」原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議　長	全員賛成ですので、議案第５号は原案のとおり決定いたしました。
議　長	それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了といたします。
議　長	次に報告事項に入ります。

	報告第１号「農地法第４条第１項第８号の規定による届出書の受理について」 報告第２号「農地法第５条の許可に係る事業計画変更について」 報告第３号「農地法第18条第６項の規定による通知書の受理について」は、報告事項ですので、お読みいただいて何か質問があればお願いします。 それでは、農地議案審議を終了といたします。

以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議　長　　沼田　浩子

１番　　飛澤　正志

３番　　髙澤　富士子